

ASBJ「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」に
対する意見

生命保険協会

2021年3月11日

—目次—

1. 総括意見.....	1
2. 質問への回答	
質問1	1
質問2	2
質問3	3
質問4	3
質問6	3

1. 総括意見

1. 今回、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、本公開草案）について、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）に意見を述べる機会を頂戴したことに感謝する。
2. 我々、生命保険協会は、日本における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図ることを目的として結成された団体で、現在国内で営業を行っている全生命保険会社42社が加盟している。
3. 当協会としては、会計基準の開発過程においてはコストベネフィットの観点が重要であり、実務上の配慮は欠かせないと考えているが、本公開草案の開発にあたっては、一定程度、我が国で行われてきた実務へ配慮した検討がなされていることを評価したい。
4. しかしながら、以下の各質問への回答で記載のとおり、国際的に整合的な会計基準の検討として、必ずしも十分に整理されているとは言えない点も残されている。
5. また、本公開草案は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末から適用することとされている。すなわち、改正適用指針の公表から1年も経たずして適用が開始されると考えられるが、監査人との協議を含む各投資信託に対する取扱いの決定プロセスに鑑みると、期間的に難しい対応となる場合もあり、スケジュールについては再度慎重にご検討いただきたい。

2. 質問への回答

質問1（投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問）

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

6. 本公開草案では、投資信託はすべて時価評価するという取扱いを提案しているが、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」においては、市場価格のない株式等については取得原価をもって貸借対照表価額とするとされている。
7. この点については審議の過程で、「時価算定会計基準は時価をどのように算定するかを定めるものであり、どのような場合に時価で算定すべきかについては他の定めに従うとされているため、会計基準としての整合性に影響は及ぼさない」と整理されていると理解している。
8. しかしながら、たとえ同じ銘柄であっても、未公開株式を個別に保有している場合と、投資信託として保有している場合で評価額が変わるということになり、この不整合についての整理は十分になされていないと考える。
9. また実務を見ても、未公開株式に投資する投資信託の評価については、改正前金融商品会計基準の定義における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に該当すると判断し、時価評価の対象としていない企業もあるなど、現行の実務は割れている状況にある。

10. こうした状況にも関わらず、時価評価の手法を定める IFRS13 号の日本基準への取込みの検討にあたり、時価評価の対象を実質的に変更してしまうこと、すなわち投資信託についてすべて時価評価を行う実務に統一してしまうことは時期尚早と考える。金融商品の時価評価の範囲を変更するのであれば、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、金融商品の分類及び測定に関する検討の中で議論されるべきであると考えます。

質問 2（投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル 3 に該当することが多いと考えられるため、レベル 3 に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

11. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について、情報の有用性の観点から、時価のレベルごとの内訳等に関する注記をしないという取扱いには同意する。
12. しかしながら、当該投資信託の注記事項として期首から期末までの調整表を求めることについて、コストがベネフィットを上回る可能性がある。
13. 時価算定会計基準における原則的な取扱いでは、レベル 3 資産の注記には調整表の他、「時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報」、「レベル 3 の時価についての企業の評価プロセス」が求められている。その一方で、基準価額を時価とみなす取扱いをした場合には、調整表の他、「解約等に関する制限の内容ごとの内訳」を求めるのみとなっている。
14. 企業の財務諸表を分析するにあたり、レベル 3 資産のような資産がどのように計測されているかについての情報が注記に含まれていることは有用性が高い一方で、パッケージとして提供されない限りにおいては、残高の調整表のみ注記することの有用性には疑問が生じる。
15. また、通常の金融商品とは異なる注記を投資信託に求める場合、一定程度ガイダンスがないと各社の注記方法が区々となり、結果的に財務諸表利用者にとって比較可能性のある情報の提供とはならない恐れがある。利用者にとって有用な情報を提供するために、新たな注記を求める際にはガイダンスを作成することが望ましい。

質問3（投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問）

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

16. 投資信託財産が不動産である投資信託においても、改正前金融商品会計基準の定義における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に該当すると判断し、一部の投資信託について時価評価の対象としない企業もあるなど、現行の実務は割れている状態にある。
17. 質問1での回答と同様、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として金融商品の分類及び測定について議論する前に、時価評価の対象を実質的に変更してしまうこと、すなわち投資信託についてすべて時価評価を行う実務に統一してしまうことは時期尚早と考える。

質問4（投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託については、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

18. 投資信託財産が不動産である投資信託においても、質問2での回答と同様、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について残高の調整表のみ注記することの有用性には疑問が生じる。
19. また、質問2での回答と同様、利用者にとって有用な情報を提供するために、新たな注記を求める際にはガイダンスを作成することが望ましい。

質問6（適用時期等に関する質問）

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

20. 本公開草案においては、基準価額を時価とみなす取扱いを認めるなど、実務に配慮した提案がなされていることは理解できる。
21. 一方で、各投資信託の解約制限の内容や金額の重要性など、投資信託ごとに新たなフローチャートでの判定を求める内容となっており、作成者は原則となる時価算定会計基準とは別に新たな実務構築を図る必要がある。
22. 投資信託を数百保有している企業もある中、個別に解約制限の内容について網羅的に確認するには半年程度の期間を要することが想定される。さらに会計監査人との調整には3ヶ月程度要すると想定される。
23. また連結財務諸表の作成にあたり、上記の判断についてグループ内で整合性を取らなければいけない場合もあり、そういった場合は、親会社と子会社間で同様の性質の投資

信託に対して異なる判定をしていないかなどの確認作業も生じ、相応の時間を要する。

24. 本公開草案では 2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末から適用することとされており、意見募集から最終化へのプロセスを踏まえると、改正適用指針の公表から適用までが 1 年にも満たないことになる。
25. 上記に鑑みると、特に投資信託のエクスポージャーが大きい企業にとっては、公表から 1 年にも満たない期間で適用することは大変難しい状況である。
26. 安定的に新基準の適用を促進する観点から、投資信託の時価の算定に関する取扱いについては、適用までの期間をさらに 1 年程度設けることが望ましい。

以上